

徳山興産株式会社一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日までの 3 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

【次世代育成支援対策推進法に基づく目標】

目標 1：若手人材の確保・定着に向けた制度の周知や推進活動に取り組む

<対策>

- 令和 6 年 6 月～ 奨学金返還支援等の既存制度の対内外への周知活動
- 令和 6 年 7 月～ 若手を対象とする意欲向上や人財育成に関する研修の実施
- 令和 6 年 8 月～ 地元の中高校生及び大学生のインターシップや就業研修等の受入れ増大

目標 2：「1 か月以上の育休」の取得率 100%を維持する為に、男性の育児休暇制度の利用促進と環境整備を進める

<対策>

- 令和 6 年 6 月～ やまぐち“とも×いく”応援企業の登録申請
- 令和 6 年 6 月～ 環境整備の一環として、従業員の多能工化や業務手順書の整備を推進
- 令和 6 年 7 月～ 従業員への制度周知と勉強会の実施及びホームページ等での取組み公表

【女性活躍推進法に基づく目標】

目標 3：女性社員の定着に向けた活動を進め、男女共に社員の定着率を 95%以上とする
⇒ 定着率：計画終了時人数 ÷ 計画査定時の人数 × 100

<対策>

- 令和 6 年 6 月～ 短時間勤務等、各種両立支援制度の周知と利用促進
- 令和 6 年 8 月～ 従業員が働き続けられる更なる環境整備と必要な制度の検討
- 令和 6 年 9 月～ 出産子育てに関する先例をもとにした勉強会等の実施

目標 4：非正社員を対象としたキャリアアップ(正社員化)支援を実施し、女性非正社員の 50%以上を正社員として登用する。

<対策>

- 令和 6 年 6 月～ 非正社員のキャリアアップに向けた計画策定と実行
- 令和 6 年 6 月～ 非正社員向けのキャリアアップ研修内容の再考と研修の実施
- 令和 6 年 9 月～ 正社員登用制度の見直しを行い、全従業員に周知する